

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
総括研究報告書

乳児院における処遇評価基準並びにマニュアルの策定

主任研究者 帆足 英一（東京都立母子保健院副院長）

分担研究者

庄司 順一（青山学院大学文学部教育学科教授）
松原 康夫（明治学院大学社会学部児童福祉学教授）
水谷 暢子（浜松乳児院長）
鈴木 祐子（二葉乳児院副院長）
呉 太善（東京都立母子保健院医師）

2）説明と同意、苦情処理に関わる実態調査（資料・調査2）

3）児並びに保護者の権利擁護に関わる実態調査（資料・調査2）

なお、本研究計画は、当初3年計画で立案したが、初年度のみ研究に限定され、「処遇評価基準を策定する基礎資料として、処遇状況の把握を行うこと」という条件が付与されたことを付記する。

〔研究目的〕

平成6年に「子どもの権利条約」が国会で批准され、また、平成10年4月に改正児童福祉法が施行されたが、その第37条においては、「乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要ある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。）と改正された。

また、社会福祉基礎構造改革問題については、平成9年から11年度にかけて中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会を中心に、社会福祉事業等のあり方について審議が行われてきた。そして平成11年3月に国会にて承認されたが、最終的に乳児院、児童養護施設については、措置制度が継続されることとなった。

社会福祉事業の基礎構造改革で問題となった「選択と契約」「サービスの質の向上」のうち、「選択と契約」は乳児院においては適用されないこととなったが、乳児院においても「サービスの質の向上」が求められている。これは実質的に「処遇の向上」を意味するが、処遇をいかに向上させていくか、そしてその「処遇内容」の「自己評価」をどのように行っていくかが、まず今後の緊急な課題となる。

本研究においては、子どもの権利を擁護する視点のもとに、乳児院における児並びに保護者に対して適切な処遇が行われているかどうかを評価する基礎的な実態を把握するため、全国の114乳児院を対象として、以下の調査を実施し検討を行った。

1）現状を把握するための生活アンケート調査（資料・調査1）

〔研究方法・調査対象〕

全国の乳児院114施設を対象として、上記に関わる詳細なアンケート調査（文末の資料参照）を行い、集計の上、分析、考察をおこなった。

〔調査結果〕

1．処遇環境（子どもの生活アンケート）

103施設回答（対象114施設、回収率90.5%）

記入者の職種欄（重複回答あり）

施設長	41施設
主任保育士	27施設
家庭支援専門相談員	14施設
婦長	13施設
その他	14施設

1）居室（保育単位）の構成

（1）全体をいくつの居室（子どもと保育者が固定している保育単位）に分けて保育をしていますか。

記入なし	4施設
1室	9施設
2室	41施設
3室	18施設
4室	18施設
5室	3施設
6室	2施設
7室	2施設

(2) 各居室(保育単位)の定員は何名ですか。

記入なし	16施設
1~5名	8施設
6~10名	24施設
11~15名	37施設
16~20名	14施設
21~25名	3施設
26~30名	2施設
31~35名	1施設

(3) 各居室(保育単位)で、通常、昼間はさらにグループ分けをしていますか。

している	67施設
していない	35施設

2) 食事(1歳6ヶ月頃の子どもについて)

(1) 食事開始時刻

朝

6時30分頃から	4施設
7時00分頃から	33施設
7時30分頃から	38施設
8時00分頃から	21施設
8時30分頃から	1施設

昼

10時50分頃から	2施設
11時00分頃から	45施設
11時30分頃から	42施設
12時00分頃から	8施設

夜

4時00分頃から	4施設
4時30分頃から	32施設
5時00分頃から	49施設
5時30分頃から	9施設
6時00分頃から	3施設

(2) 食事の時刻について変える必要があると考えていますか。

変える必要がある	38施設
変える必要はない	57施設
記入なし	8施設

(3) 過去2年間に食事時刻を変えましたか。

変えた	20施設
変えていない	83施設

3) 入浴(1歳6ヶ月頃の子どもについて)させるとき、保育者も一緒に入るか

はい	53施設
はだかで	43施設
水着で	4施設
その他	3施設
いいえ	50施設

4) 子どもが電車・バス・自動車に乗る機会(遠足など保育計画として行き、乳児院から費用が出たり、自動車を出してもらえる場合。ただし、病院への通院などは除く)があるか

ない	3施設
ある	100施設
年1回位	8施設
年2回位	24施設
年3回位	7施設
年4回位	4施設
年5回位	10施設
年6回位	5施設
年7回位	1施設
年8回位	4施設
年10回位	5施設
年12回位	2施設
年20回位	1施設
年25回位	1施設
年84回位	1施設
記入なし	22施設

月1回位	35施設
月2回位	4施設
月3回位	7施設
月3.5回位	1施設
月4回位	2施設
月7回位	1施設
月10回位	1施設
月15回位	1施設
記入なし	40施設

5) 保育者による個別的な、業務としての子どもとの外出の実態

(1) 個別的な外出は

認めていない	16施設
認めている	86施設
施設長等がそのつど判断する	76施設
自由に	8施設
記入なし	6施設
記入なし	1施設

(2) 施設長等が判断する場合、制限や基準はありますか。

ない	23施設
ある	54施設
記入なし	19施設

(3) 外出を認めている場合、児童相談所に連絡しますか。

はい	5施設
いいえ	84施設
記入なし	10施設

(4) 過去2年間に、外出で事故が生じたことがあり

ましたか。

なかった 9 5 施設
あった 2 施設
記入なし 6 施設

6) 保育者によるボランティアとしての、個別的な子どもとの外泊

(1) 外泊を(印)

認めていない 3 8 施設
認めている 7 7 施設
施設長等がそのつど判断する 5 8 施設
自由に 2 施設
記入なし 2 施設

(2) 外泊を認めている場合、児童相談所への連絡をしていますか。

連絡していない 3 2 施設
入所する際や定期的な情報交換の際に調整している 2 4 施設
そのつど連絡している 9 施設
記入なし 2 9 施設

(3) 過去2年間に、外泊で事故が生じたことがありましたか。

なかった 6 8 施設
あった 2 施設

(4) ボランティア保険など、事故保障の規定はありますか。

ない 4 2 施設
ある 2 7 施設
記入なし 2 3 施設

7) 親元への外出・外泊

(1) 外出：原則として

認めていない 2 施設
認めている 1 0 1 施設
児童相談所と協議して 5 7 施設
施設長の判断で 4 4 施設
記入なし 4 施設
記入なし 2 施設

(2) 外泊：原則として

認めていない 9 9 施設
認めている 7 1 施設
児童相談所と協議して 4 1 施設
施設長の判断で 4 1 施設
記入なし 1 施設

(3) 外泊を認めている場合、届出用紙に記入してもらいますか。

はい 9 4 施設
いいえ 6 施設
記入なし 1 施設

(4) 外泊中の生活記録(睡眠、食事、遊びなど)をつけてもらっていますか。

はい 4 9 施設
いいえ 5 2 施設
記入なし 2 施設

(5) 外泊ごとに児童相談所に連絡をしますか。

はい 3 2 施設
いいえ 6 6 施設
その他 2 施設
記入なし 1 施設

(6) 過去2年間、親元への外出や外泊時に事故がありましたか。

なかった 8 9 施設
あった 1 2 施設
記入なし 2 施設

8) 行事について

(1) 親を招待している行事はどれですか。

(複数回答可)(印)

運動会 6 6 施設
クリスマス会 6 4 施設
お誕生会 2 6 施設
子どもの日 2 4 施設
遠足 2 2 施設
ひなまつり 1 4 施設
祭り 7 施設
お食い初め 4 施設
七夕 2 施設
七五三 2 施設
納涼会 2 施設
海水浴 1 施設
花見 1 施設
養育相談 1 施設
離乳食説明会 1 施設
節分 1 施設
花火大会 1 施設
元日 1 施設
収穫祭 1 施設
親子のつどい 1 施設
その他 1 施設
記入なし 7 施設

(2) 地域と交流している行事はどれですか。

(複数回答可)(印)

運動会 4 6 施設
クリスマス会 3 7 施設
遠足 9 施設
ひなまつり 6 施設
子どもの日 6 施設
お誕生会 1 施設
その他 8 施設
記入なし 1 4 施設

9) 担当保育制(受け持ち保育制)

(1) 担当保育制(受け持ち保育制)をとっていますか。(印)

とっている 89 施設
 記録だけ担当児 12 施設
 とっていない 1 施設
 記入なし 1 施設

(2) 担当制をとっている場合、担当保育者は原則として(印)

退院するまで代わらない 69 施設
 居室(保育単位)が移るたびに代わる 24 施設
 その他 6 施設
 記入なし 5 施設

10) 子どもの着るものや玩具など、個別化(私物化)

いいえ 24 施設
 はい 73 施設
 ロッカーなどの入れ物 36 施設
 衣類など 31 施設
 衣類と玩具 32 施設
 その他 23 施設

11) 入所当初の隔離

(1) 入所してきたときの隔離をしますか。(印)

隔離している 39 施設
 していない 62 施設
 その他 1 施設
 記入なし 1 施設

(2) 隔離している場合、その期間は原則として

1日間 2 施設
 4日間 2 施設
 7日間 13 施設
 14日間 1 施設
 21日間 1 施設
 90日間 1 施設

(3) 隔離する部屋は(印)

隔離室 0 施設
 観察室 38 施設
 病室 3 施設
 ベッドの上の生活 1 施設
 その他 1 施設

12) 男性保育士や看護師

(1) 現在、男性保育士や看護師がいますか。

男性保育士
 いる 14 施設
 いない 88 施設

記入なし 1 施設

男性看護師

いる 1 施設
 いない 97 施設
 記入なし 4 施設

(2) 男性保育士を

採用したい 38 施設
 採用は考えていない 52 施設
 記入なし 11 施設

男性看護師を

採用したい 22 施設
 採用は考えていない 65 施設
 記入なし 15 施設

13) 心理指導員

いる 6 施設
 常勤 3 施設
 非常勤 2 施設
 記入なし 1 施設

いない 96 施設
 採用したい 31 施設
 採用は考えていない 47 施設
 記入なし 16 施設

記入なし 1 施設

14) 家庭支援専門相談員の配置

いる 42 施設
 常勤 31 施設
 非常勤 11 施設

いない 60 施設

家庭支援専門相談員を(印)

採用したい 37 施設
 採用は考えていない 20 施設
 記入なし 2 施設

記入なし 1 施設

15) 平成10年度の研修参加の実態(10年4月~11年3月)

(1) 施設内での研修

とくに行っていない 14 施設
 行っている 88 施設
 0~2回 23 施設
 2~4回 25 施設
 4~6回 4 施設
 6~8回 8 施設

8～10回	7施設
10～12回	5施設
12～14回	1施設
14～16回	1施設
16～18回	2施設
18～20回	1施設
20～22回	0施設
22～24回	1施設
24～26回	1施設
26～28回	0施設
28～30回	1施設
30～32回	1施設
記入なし	4施設
記入なし	1施設

派遣しなかった……………4施設
記入なし……………7施設

へ.一人あたりの平均参加回数

0～1回……………	23施設
1～2回……………	41施設
2～3回……………	16施設
3～4回……………	7施設
4～5回……………	1施設
5～6回……………	2施設
6～7回……………	1施設
記入なし……………	4施設

(2)実施した施設内研修のテーマ
(複数回答可)(印)

子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果、副作用などを含む)	52施設
子どもの事故防止	51施設
子どもの心の発達と保育	48施設
子どもの身体発育と保育	36施設
子ども虐待	31施設
児童福祉制度、その動向	30施設
子どもの権利擁護	23施設
職員の自己理解	20施設
親の心理と対応(精神障害を含む)	12施設
その他	21施設
記入なし	5施設

(4)これらの研修会への参加は、平等かつ計画的に行われているか

平等かつ計画的(初任者、中堅、ベテラン等の経験に配慮したり、集中研修への参加を考慮したりしている)	90施設
必ずしも平等かつ計画的に行われていない	6施設
その他	5施設
記入なし	1施設

(3)施設外の研修

イ.全国乳児院研修会(秋)

職員が参加した……………	89施設
派遣しなかった……………	11施設
記入なし……………	1施設

ロ.乳児保育セミナー(冬)

職員が参加した……………	55施設
派遣しなかった……………	42施設
記入なし……………	4施設

ハ.ブロック研修会

職員が参加した……………	92施設
派遣しなかった……………	4施設
記入なし……………	4施設

ニ.県レベルの児童福祉施設関係の研修会

職員が参加した……………	94施設
派遣しなかった……………	4施設
記入なし……………	2施設

ホ.その他の研修会

職員が参加した……………	89施設
--------------	------

(5)研修会に参加後の「伝達研修」

行っていない	2施設
簡単な報告をしている	46施設
レジュメ等を用いてきちっと職場内研修として報告している	55施設

(6)今後、必要だと考えられる研修テーマ
(複数回答可)(印)

子どもの権利擁護	75施設
子ども虐待	74施設
親の心理と対応(精神障害を含む)	72施設
職員の自己理解	63施設
子どもの心の発達と保育	62施設
子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果、副作用などを含む)	57施設
子どもの事故防止	48施設
児童福祉制度、その動向	42施設
子どもの身体発育と保育	32施設
その他	7施設

16)児童相談所への連絡や相談の担当者(複数回答可)

施設長……………	68施設
婦長……………	32施設
家庭支援専門相談員……………	31施設
主任保育士……………	30施設
書記……………	18施設

受け持ち保育者…………… 14 施設
 その日の責任番…………… 6 施設
 その他…………… 9 施設

17) 保護者への連絡担当者

受け持ち保育者…………… 39 施設
 施設長…………… 35 施設
 主任保育士…………… 34 施設
 婦長…………… 30 施設
 家庭支援専門相談員… 25 施設
 その日の責任番…………… 10 施設
 書記…………… 9 施設
 その他…………… 5 施設
 記入なし…………… 1 施設

18) 措置変更の際した児童養護施設との交流

事前に子どもを連れて行く 58 施設
 事前に児童養護施設の職員に来てもらう
 24 施設
 とくにはしていない 21 施設
 その他 19 施設
 記入なし 1 施設

19) 親向けの「園だより」や個別の「おたより」

(1) 「園だより」を作成して、親に送ったり、面会の際に渡していますか。

作成して送ったり渡している 34 施設
 そのようなことはしていない 67 施設
 記入なし 2 施設

(2) 個別の「おたより」を担当保育者（受け持ち保育者）が書いて親に送ったり、面会の際に渡していますか。

作成して送ったり渡している 49 施設
 そのようなことはしていない 51 施設
 記入なし 3 施設

2. 説明と同意

103 施設回答（対象 114 施設、回収率 90.3%）

記入者の職種（重複回答あり）

施設長 55 施設
 主任保育士 18 施設
 家庭支援専門相談員 14 施設
 婦長 13 施設
 その他 20 施設
 記入なし 2 施設

1) 入所の際して、保護者に対して「説明と同意」（十分な情報を提供するとともに、相手の同意を得

る）を行っているか

行っている 92 施設
 施設長 59 施設
 主任、婦長 51 施設
 家庭支援専門相談員 21 施設
 担当者 7 施設
 ケースワーカー 1 施設
 その他 17 施設
 行っていない 8 施設
 記入なし 3 施設

2) 「説明と同意」は、どのような方法で行っているか

口頭のみで説明 33 施設
 書面を渡し説明 32 施設
 書面を渡し、書面に同意のサインをもらう
 31 施設
 書面を渡すのみ 0 施設
 その他 1 施設
 記入なし 3 施設

4) 入所して受けるサービスの内容について、必ず説明している項目に印、必要に応じて説明している項目に印（複数回答可）

記入なし 0 施設

(1) 必ず説明している内容・項目

面会、外出、外泊について 62 施設
 連絡方法、時間 59 施設
 予防接種 54 施設
 病気、怪我の場合の対応 43 施設
 緊急時、非常時の対応と連絡 40 施設
 健康診断 37 施設
 入所に関わる子どもの身体的、心理的な変化
 に対する理解 31 施設
 母子手帳を含む記録について 28 施設
 施設の処遇理念や養育方針 23 施設
 日課 22 施設
 措置を含む入所手続き上のこと 21 施設
 担当制 21 施設
 守秘義務 20 施設
 食事制限がある場合の内容 17 施設
 養育内容（自立授乳、排泄訓練、入浴、散歩、
 遊び、社会体験等） 14 施設
 職員の職種と人数、勤務体制 13 施設
 退所についての手続き、家庭引き取りの要件
 13 施設
 相談、支援体制 12 施設
 行事 11 施設
 衣類、日用品、おもちゃ等の私物の保障
 10 施設
 入所期間 8 施設

苦情解決	6 施設
受診時や社会体験時等による乗り物利用	3 施設
金銭の授受に関すること	2 施設
家庭での生活様式で入所中に実施できないこと（宗教的儀礼を含む）	1 施設
その他	2 施設

(2) 必要に応じて説明している項目、内容

行事	5 9 施設
日課	5 4 施設
養育内容（自立授乳、排泄訓練、入浴、散歩、遊び、社会体験等）	5 3 施設
母子手帳を含む記録について	5 2 施設
入所に関わる子どもの身体的、心理的な変化に対する理解	4 9 施設
施設の処遇理念や養育方針	4 8 施設
相談、支援体制	4 8 施設
食事制限がある場合の内容	4 7 施設
予防接種	4 3 施設
退所についての手続き、家庭引き取りの要件	4 3 施設
衣類、日用品、おもちゃ等の私物の保障	4 2 施設
守秘義務	4 1 施設
連絡方法、時間	4 1 施設
入所期間	4 0 施設
職員の職種と人数、勤務体制	3 9 施設
担当制	3 9 施設
健康診断	3 8 施設
病気、怪我の場合の対応	3 7 施設
緊急時、非常時の対応と連絡	3 5 施設
面会、外出、外泊について	3 4 施設
措置を含む入所手続き上のこと	2 4 施設
家庭での生活様式で入所中に実施できないこと（宗教的儀礼を含む）	2 3 施設
受診時や社会体験時等による乗り物利用	2 3 施設
金銭の授受に関すること	1 3 施設
苦情解決	1 2 施設
その他	3 施設

4) 入所に先立っての乳児院の見学

できる	1 0 1 施設
できない	2 施設
記入なし	0 施設

(1) 見学ができる場合、以下に 印をおつけください。

希望があれば、事前の見学をしてもらっている	8 6 施設
積極的に事前の見学をもらっている	1 7 施設
記入なし	0 施設

(2) 見学の際の説明についてお答えください。
(印)

事前の見学の際に、乳児院の説明を行うようにしている	9 1 施設
特に説明は行っていない	5 施設
記入なし	7 施設

5) 入所について、保護者に十分な情報提供がなされるような工夫を行っているか(複数回答可)

児童相談所、市町村担当課にパンフレット等を置き、相談等の際に活用してもらう	7 8 施設
インターネット、ホームページでPR	6 施設
VTR等の活用	3 施設
その他	1 0 施設
記入なし	1 9 施設

3. 同意の手続き

1) 説明を行った上で、保護者の同意が必要な場合、書面にて同意をとっているか

とっている	5 3 施設
とっていない	4 1 施設
記入なし	9 施設

2) 十分な説明を行い、同意をとるよう努力したにも関わらず、保護者から同意が得られなかった場合、どのように対処しているか

子どもの最善の利益を考え、同意が取れなくても施設長の判断で実施する	1 2 施設
児童相談所と相談し、保護者に働きかけてもらう	7 2 施設
保護者の意向に従う	1 3 施設
記入なし	1 6 施設

3) 入所の際し、措置制度(家庭復帰や措置解除、措置変更、措置停止等の手続き等)について説明し、その際確認を保護者に行っているか

行っている	4 8 施設
行っていない	5 2 施設
記入なし	3 施設

4. 苦情処理

1) 乳児院に「ご意見箱」あるいは「苦情箱」などを設置しているか

ある 4 施設
 ない 9 4 施設
 記入なし 5 施設

2) 保護者等が直接苦情を申し立てることのできる窓口(担当者)を決めているか

ある 4 9 施設
 ない 5 0 施設
 記入なし 4 施設

(1) 窓口となっている職種に 印をおつけください。

施設長 2 7 施設
 ケースワーカー 3 施設
 家庭支援専門相談員 1 6 施設
 主任、婦長 2 3 施設
 看護婦 1 施設
 保育士 3 施設
 その他 7 施設
 記入なし 0 施設

(2) 入所の際に、苦情の窓口があることを保護者に伝えてありますか。

伝えている 3 9 施設
 伝えていない 2 3 施設
 記入なし 6 施設

3) 乳児院の中に、保護者からの「苦情解決委員会(仮称)」を設置しているか

設置している 3 施設
 設置していない 9 7 施設
 記入なし 3 施設

(1) そのメンバーはどのような職種で構成されていますか。

施設長 3 施設
 ケースワーカー 1 施設
 家庭支援専門相談員 3 施設
 主任、婦長 3 施設
 心理職 0 施設
 看護婦 1 施設
 保育士 1 施設
 その他 1 施設
 記入なし 0 施設

(2) 乳児院以外の第三者をその構成メンバーに加えていますか。

いる 1 施設
 いない 2 施設
 記入なし 0 施設

(3) 第三者を加えている場合、その職種をお答えください。

児童相談所職員 (1 施設)

4) 強引な引き取り要求が保護者から出された場合、どうしているか(印)(複数回答可)

引き取りに向けた条件を提示し、それが実行されれば児童相談所の了解のもとに引き取りを認める 4 0 施設
 強引に引き取りを強行しようとした場合には、児童相談所に連絡するとともに、警察に連絡して子どもの保護を優先する 3 1 施設
 強引な引き取りに対しては、児童相談所に連絡し、児童相談所に任せる 7 5 施設
 その他 3 施設
 記入なし 1 施設

5. 権利擁護

103 施設回答 (対象 114 施設、回収率 90.3%)

記入者の職種(重複回答あり)

施設長 5 5 施設
 主任保育士 1 8 施設
 家庭支援専門相談員 1 4 施設
 婦長 1 3 施設
 その他 2 0 施設
 記入なし 2 施設

1) 親や家族との面会

(1) 面会日は

いつでも可 9 9 施設
 きまっている 3 施設
 記入なし 1 施設

(2) 面会時間は

きまっている 7 5 施設
 いつでも可 2 7 施設
 記入なし 1 施設

きまっている場合

9時00分から12時00分 1 7 施設
 14時00分から16時30分 1 5 施設
 9時30分から11時30分 1 3 施設
 14時30分から17時00分 1 0 施設
 14時00分から17時00分 8 施設
 10時00分から12時00分 8 施設
 14時30分から18時00分 7 施設
 9時00分から17時30分 6 施設
 9時00分から11時00分 6 施設
 14時00分から16時00分 5 施設
 10時00分から11時00分 5 施設
 8時30分から12時00分 4 施設

9時00分から17時00分	3施設
9時00分から18時00分	2施設
13時30分から14時30分	2施設
14時00分から15時30分	2施設
9時00分から11時30分	1施設
8時30分から17時00分	1施設
9時00分から16時00分	1施設
9時30分から11時00分	2施設
9時30分から17時30分	1施設
10時00分から12時30分	1施設
13時00分から16時00分	1施設
13時00分から17時00分	1施設
13時00分から17時30分	1施設
13時30分から17時00分	1施設
14時00分から18時00分	1施設
14時30分から17時30分	1施設
15時00分から16時00分	1施設
15時00分から17時00分	1施設
15時30分から17時00分	1施設

(3) 入院時のきょうだいの面会は制限していますか。

制限していない	96施設
制限している	6施設
記入なし	1施設

(4) 面会はどこでしますか(複数回答可)

面会室	72施設
プレイルーム	53施設
居室	54施設
園庭	38施設
ロビー	14施設
廊下	4施設
その他	10施設
記入なし	1施設

(5) 面会時に主に対応するのはだれですか。

受け持ち保育者	63施設
主任保育士	30施設
施設長	25施設
婦長	21施設
家庭支援専門相談員	21施設
その他	17施設
記入なし	1施設

(6) 保護者との面会を制限する場合がありますか。

ある	76施設
ない	23施設
記入なし	2施設

2) 保護者との面会や外出、外泊

(1) 面会や外出、外泊についての判断を行う場合、児童相談所と連絡協議を行っていますか。

(印、複数回答可)

該当する全ケースについて、そのつど連絡協議を行っている	21施設
保護者の虐待が心配されるケースや、強引な「引き取り」になる恐れがある場合にははしている	61施設
児童相談所をまじえてケースカンファレンス等で判断、決定することがある	33施設
児童相談所から特別な指示がない限り、施設側の判断で決定している	51施設
その他	14施設
記入なし	4施設

(2) 保護者との「面会」や「外出」「外泊」についての判断は、誰がどのような方法で行っていますか。

<面会>

担当職員が判断し、決定する	33施設
担当職員が判断し、施設長あるいは主任等と協議して決定する	51施設
児童相談所をまじえたケースカンファレンス(ケース会議)で判断、決定する場合がある	28施設
職員会議で判断し、決定する場合がある	6施設
記入なし	19施設

<外出>

担当職員が判断し、決定する	8施設
担当職員が判断し、施設長あるいは主任等と協議して決定する	72施設
児童相談所をまじえたケースカンファレンス(ケース会議)で判断、決定する場合がある	40施設
職員会議で判断し、決定する場合がある	6施設
記入なし	19施設

<外泊>

担当職員が判断し、決定する	5施設
担当職員が判断し、施設長あるいは主任等と協議して決定する	62施設
児童相談所をまじえたケースカンファレンス(ケース会議)で判断、決定する場合がある	56施設
職員会議で判断し、決定する場合がある	11施設
記入なし	22施設

(3) 保護者との外出を制限する場合がありますか。

ある	97施設
ない	2施設
記入なし	4施設

(4) 保護者との外泊を制限する場合がありますか。
 ある 9 3 施設
 ない 5 施設
 記入なし 4 施設

ある 5 施設
 ない 9 5 施設
 記入なし 2 施設

3) 子どもの安全がおびやかされる恐れのある面会、外出、外泊

(1) 面会、外出、外泊を乳児院として一切認めないケースが増加している。
 はい 1 1 施設
 いいえ 7 9 施設
 記入なし 1 2 施設

(2) 面会を認めても外出、外泊は認めないケースが増加している。
 はい 3 0 施設
 いいえ 6 1 施設
 記入なし 1 1 施設

(3) 面会、外出は認めたが、外泊を認めないケースが増加している。
 はい 2 1 施設
 いいえ 6 6 施設
 記入なし 1 5 施設

(4) 面会、外出、外泊をすすめても、応じないケースが増加している
 はい 3 0 施設
 いいえ 6 1 施設
 記入なし 1 2 施設

4) 親が強引な「引き取り要求」をした事例有無(最近1年間)

(1) 過去1年間にそのような事例があった
 あった 4 0 施設
 なかった 5 9 施設
 記入なし 3 施設

(2) 乳児院の職員が身の危険を感じたことがありますか。
 頻繁にある 0 施設
 たまにある 3 0 施設
 ない 6 8 施設
 記入なし 3 施設

(3) そのような保護者の電話や来所になどによって、業務に支障が出たことがありますか。
 頻繁にある 0 施設
 たまにある 3 5 施設
 ない 6 2 施設
 記入なし 5 施設

(4) 強引な引き取り要求に対して、警察に連絡して警察官の派遣等を依頼したことがありますか。

5) 強引な引き取り要求

(1) 引き取りの是非は、児童相談所の業務なので児童相談所と交渉するように説得すればよい。

賛成 4 8 施設
 反対 4 施設
 どちらともいえない 4 8 施設
 記入なし 2 施設

(3) 27条1項3号(保護者の同意入所)の場合には、子どもへの危険がないと判断されれば、引き取りもやむを得ない。

賛成 2 4 施設
 反対 1 4 施設
 どちらともいえない 6 0 施設
 記入なし 4 施設

(4) 時間をかけて面接し、現時点では子どもを引き取ることはできないことを納得してもらうことは、乳児院の業務である。

賛成 4 6 施設
 反対 1 3 施設
 どちらともいえない 4 2 施設
 記入なし 1 施設

6) 「子どもの権利擁護委員会」など外部機関、団体による権利擁護システム

(1) この種の権利擁護システムは告発型になりやすく問題がある。

賛成 1 2 施設
 反対 9 施設
 どちらともいえない 7 4 施設
 記入なし 7 施設

(2) この種の権利擁護システムに現場の職員が参加する必要がある。

賛成 6 0 施設
 反対 7 施設
 どちらともいえない 2 9 施設
 記入なし 6 施設

(3) この種の権利擁護システムの存在は、いい意味で現場に緊張感をもたらすので充実させていくのがよい。

賛成 4 4 施設

反対	6 施設
どちらともいえない	4 5 施設
記入なし	7 施設

専門医を受診する	7 0 施設
特別に手をかける	6 8 施設
心理療法を受ける	1 8 施設
その他	3 施設
記入なし	1 0 施設

(4) この種の権利擁護システムは、どのような形態で設置されることが望ましいですか。

行政内部組織	9 施設
民間組織	1 8 施設
行政が設置した第三者敵組織	5 5 施設
どのような形態でも不必要である	3 施設
記入なし	1 6 施設

7) 乳児院に子どもの権利を擁護する委員会を設置することについてどうお考えるか

設置には賛成であるが、まだ検討は始めている	6 1 施設
設置には賛成であるが、現状では困難である	3 0 施設
設置には反対である	2 施設
すでに設置し活動している	1 施設
記入なし	8 施設

8) 大人との安定した関係が保持できるように配慮しているか

はい	9 7 施設
いいえ	1 施設
記入なし	4 施設

(1) どのような方法を行っていますか。

担当制(受け持ち制)	9 3 施設
精神里親(ボランティア)	1 6 施設
その他	1 0 施設
記入なし	4 施設

(2) その内容についてお答えください。

買い物などに連れて行く	7 5 施設
個別(1対1)の時間を乳児院内で持つ	7 0 施設
お泊りをする	4 4 施設
その他	1 5 施設
記入なし	8 施設

9) 虐待児など、著しく行動や情緒に障害が見られる場合の治療的な配慮

している	8 9 施設
していない	7 施設
記入なし	6 施設

(1) その内容についてお答えください。

10) 子どもがいうことを聞かず、大声で泣き叫んでいるときの受け止め方について自分のみならず他の保育者の対応

(1) 大声でどなって叱る

しばしばある	2 施設
ある	3 施設
たまにある	4 1 施設
めったにない	4 0 施設
絶対にならない	1 9 施設
記入なし	1 施設

(2) 子どもをたたいてしつけることがある

しばしばある	0 施設
ある	0 施設
たまにある	1 1 施設
めったにない	3 5 施設
絶対にならない	1 施設
記入なし	1 施設

(3) 廊下に出したり小部屋に閉じ込めるなどして叱ることがある

しばしばある	0 施設
ある	0 施設
たまにある	2 3 施設
めったにない	3 0 施設
絶対にならない	4 8 施設
記入なし	1 施設

(4) 強引に引きずるようにして連れて行くことがある

しばしばある	0 施設
ある	1 施設
たまにある	2 3 施設
めったにない	3 5 施設
絶対にならない	4 2 施設
記入なし	1 施設

(5) 泣きやむまで待つ

しばしばある	2 4 施設
ある	2 9 施設
たまにある	2 2 施設
めったにない	1 7 施設
絶対にならない	8 施設
記入なし	2 施設

12) 子どもへ語りかける言葉づかいに配慮しているか

仕事に追われて、挨拶しないままのことが多い
0 施設
記入なし 2 施設

(1) 保育者が子どもに乱暴な言葉を使うことがありますか。

しばしばある 0 施設
ある 1 施設
たまにある 3 7 施設
めったにない 4 1 施設
絶対でない 2 1 施設
記入なし 2 施設

(2) 保育者が子どもをけなす言葉を使うことがありますか。

しばしばある 3 施設
ある 1 施設
たまにある 2 6 施設
めったにない 4 4 施設
絶対でない 2 8 施設
記入なし 1 施設

(3) 子どもがわかるように話をしていますか。

しばしばある 4 7 施設
ある 4 6 施設
たまにある 4 施設
めったにない 1 施設
絶対でない 0 施設
記入なし 3 施設

(4) 親のことを子どもの前で話してしまう。

しばしばある 2 施設
ある 3 1 施設
たまにある 3 7 施設
めったにない 2 9 施設
絶対でない 1 施設
記入なし 2 施設

13) 授乳の仕方

必ず抱いて飲ませる 6 8 施設
ときどき抱いて飲ませる 4 0 施設
抱いて飲ませることはほとんどない 0 施設
記入なし 2 施設
注 複数回答してきた施設あり

14) 保護者が乳児院に面会等に来たときの挨拶

気がついた保育者が、必ず気持ちよく「こんにちは」と挨拶していることが多い
9 9 施設
声をかけられてから、挨拶することが多い
2 施設

[考 察]

1. 処 遇 環 境

1) 食事時間

1歳6か月児を想定した食事の時刻は、施設によってかなり幅がある。しかし、朝食は「7時から」「7時30分から」「8時から」がほとんどであった。前回調査(1988年)と比べると、「8時30分から」という遅い朝食時間は6施設から1施設に減少している。

昼食は「11時から」と「11時30分から」が多くを占めていた。前回調査とほとんど変化はないようである。

夕食は「4時30分から」と「5時から」が多くなっていった。前回調査と比べると、早い夕食時間としての「4時から」は18施設から4施設へ減少し、「6時から」は0施設から3施設へと増加している。

食事時間の調査は、1歳6か月児を想定しているので、子どもの生理、生活に合致したものであるかが重要であろう。また、何時に食事をとるかだけでなく、むしろ食事と食事の間隔がより重要であるともいえる。今回の調査結果と約10年前の調査結果を比較すると、朝食の時刻は遅い施設が減少し、夕食時刻は早い施設が減少し、遅い施設がやや増加した。

食事の時刻を変える必要があるとするのは38施設あるが、過去2年間に食事時刻を変えた施設は約半数の20施設にすぎないことは注目される。人員配置等、施設の現状では養育のあり方を変更するのが困難なことを反映しているが、他方、さまざまな工夫をしている施設もあり、現状をもって当たり前のこととするのではなく、他の施設のやり方を参考に改善できる方法はないか、検討の余地がある。

2) 入浴

乳幼児であればおとなと子どもと一緒に入浴するのが自然な姿であろう。また、入浴はたんに清潔のためだけではなく、スキンシップの重要な機会であることもふまえておきたい。今回の調査結果では、保育者と一緒に入浴しているのは約半数(53/103)であり、その一部は、水着をきて入浴しており、施設特有の入浴

法といえる。入浴については、前回調査の結果とほとんど変化がなかった。

3) 乗り物に乗る機会

乗り物に乗る機会は、家庭にいる1歳6カ月くらいの子どもにとっては当たり前の経験であり、社会経験の一つといえる。今回の調査結果では、「記入なし」が多かったが、乗り物に乗る回数は乳児院によって非常に差が大きかった。前回調査と比べて大きな相異はみられないようである。「乗り物に乗る機会がない」という施設があるが、それではどのような対応をしているのであろうか。

4) 保育者による業務としての個別的な外出

保育者による、個別的な、業務としての外出は、子どもにとって、生活に変化が与えられ、また楽しい経験をする機会になる。もちろん、その際、安全に十分配慮するとともに、施設での生活としての一定のルールは必要であろう。調査結果によれば、多くの施設では個別的な外出が施設長などの判断のもとに許可されているといえる。件数は少ないが、事故が生じたことも報告されている。

5) 保育者によるボランティアとしての個別的な外泊

現在の乳児院においては、子どもに家庭生活を体験させるために、保育者がボランティアとして自宅などに外泊させるのも有効な方法となっている。約3/4の施設ではそのような外泊を認めているが、施設長等の判断にもとづいているというのは適切であろう。

前回調査と比べて、外泊を認めていないが46.4%から約37%に減少し、認めているが52.7%から約75%に増加している。

6) 親元への外出・外泊

面会・外出・外泊は親子関係の維持あるいは形成の主要な方法である。定期的な面会があり、家庭の状況が把握されているならば、原則として外出・外泊は認められるのが通常であろう。

前回調査と比べて、外出については、認めていないは8.9%から約2%に減少し、認めているのは約90%から約97%へと増加している。外泊については、認めていないは11.6%から約2%に減少し、認めているのは約87%から97%に増加している。

2施設ではあるが、外出・外泊を原則として認めて

いないとしているが、どのような事情によるのであろうか。外泊をする場合、多くの施設では届け出用紙に記入してもらっているが、当然のことといえよう。

外泊中の生活記録をつけてもらっているのは約半数の施設であるが、外泊中の子どもの状況を乳児院が把握し、一方では親の子どもへの理解を高めるためにも、記録をつけてもらうことは必要なことだと思われる。

保育者による外泊に比べて、親元への外泊では事故が多く発生していた。事故の状況を検討し、親元への外泊にあたっての指導の参考として、事故の経験を生かしたい。乳児院の生活では安全に配慮するあまり、家庭にはふつうにある電気ポットやストーブ、階段などがなかったり、経験することが不十分だったりすることがある。外泊にあたって、乳児院の生活から家庭での生活への適応過程をふまえた指導が求められる。

7) 行事について

行事については、どの施設も積極的に実施しているように思われる。現在では、多くの家庭では、季節の行事も行われることが少なくなっており、文化の伝承という意味も含めて、重要な活動といえよう。

今回の調査では、親を招待している行事についても調査したが、運動会、クリスマス会が主であり、次いでお誕生会、子どもの日、遠足などで、他は少なくなっていた。

地域の関係者を招くなど、地域と交流している行事もほぼ同様であった。

8) 担当保育制

担当保育制は乳児院の養育の基本といえる。ほとんどの施設で担当保育制をとっているが、担当保育制のあり方は施設によってちがいがあり、記録だけの施設も約10%ある。しかし、これは前回調査と比べて、25.2%からかなり減少している。また、約1/4は子どもの成長にともない居室が移るたびに担当保育者が変わるようになっている。入所から退所まで変わらないのは、前回調査では48.6%であったが、今回は約67%となり、望ましい形に改善していた。これは、アタッチメント形成の重要性を意識してのことと思われる。

9) 物の個別化

個別化を実施していないのは約1/4の施設であった。個別化のあり方も施設によって異なっている。

前回調査の結果とほぼ同じであったが、より一層個別化に向けて努力を重ねる必要がある。

10) 入所当初の隔離

入所当初の隔離をしている施設は39施設(37.9%)であった。前回調査では、逆に隔離をしていない施設は7.2%にすぎずほとんどの乳児院において隔離を行っていた。今回の調査では、隔離をしていない施設は約60%に急増している。不必要な隔離が少なくなり、それだけ入所当初の乳幼児の処遇が改善されたといえよう。

11) 男性保育士や男性看護師

前回調査では男性保育士がいる施設は10施設(9.0%)であったが、今回は14施設に増加していた。しかし、男性保育士や看護師といった男性「性」の存在が、乳児院には相変わらず少ないという実態を示している。男性保育士が受け持ちになることの「性」の問題、あるいは子育てにおける「性」役割の問題等、さまざまな問題があるろうが、乳児院に一人は子どもと十分に関わる男性スタッフが必要なのではないだろうか。

12) 心理指導員

心理指導員(臨床心理士等)は、6施設(5.8%)に導入されているが、常勤としては3施設にとどまっている。今後導入したいという乳児院は37施設(35.9%)で、採用は考えていないが47施設(45.6%)であった。心理指導員の導入については、約半数の乳児院において消極的と判断された。

13) 家庭支援専門相談員

平成11年度から予算化された家庭支援専門相談員は42施設(40.8%)に導入され、常勤としては31施設(30.1%)であった。今後採用したいが37施設(35.9%)、採用は考えていないは20施設(19.4%)であった。少なくとも今後採用したいという乳児院に対しては、その全ての乳児院に導入が可能となるように、厚生省の善処が望まれる。

14) 研修

保育者の研修を「とくに行っていない」と回答した乳児院が14施設(13.6%)となっていた。これらの乳児院においては、スタッフの研修はどうなっているのだろうか。

乳児院における研鑽の場としては、種別の研修会として全国乳児院研修会、乳児保育セミナー、ブロック研修会があり、他に県レベルの児童福祉施設関係者の研修会等があるが、スタッフ一人当たりの平均参加回数が年1~2回というのが最も多く41施設(39.8%)、年0~1回が23施設(22.3%)、年2~3回が16施設(15.5%)等となっている。これらの研修会への参加は、平等かつ計画的に行われているとする乳児院が90施設(87.4%)、そうでないが6施設(5.8%)等となっていた。

これらの研修会后、職場でレジメ等を用いてきちとした職場内研修として報告(伝達研修)しているのは55施設(53.4%)にとどまっている。

15) 児童相談所への連絡、相談の担当者

児童相談所への連絡窓口としては、主として施設長が行うが68施設(66.0%)、婦長が32施設(31.1%)、家庭支援専門相談員が31施設(30.1%)、主任保育士が30施設(29.1%)等となっていた。連絡、調整、あるいは相談の内容によって役割が決まっている乳児院もある。(重複回答あり)

16) 措置変更のときの児童養護施設との交流

事前に子どもを変更先の児童養護施設に連れていくが58施設(56.3%)、事前に児童養護施設の職員にきてもらうが24施設(23.3%)となっていた。前回の調査では、措置変更先の施設との事前交流はしていないは42.3%であったが、今回は交流していない施設は21施設(20.4%)に半減していた。

幼児にとって、措置変更のような、馴染んだ生活の場が大きく変わることは多大なストレスとなる。それだけに少しでも新たな環境に適応しやすいように、変更先の施設との積極的な交流を図ることが望まれるが、実際には人的環境の限界もあってなかなか困難と思われる。

17) 「園だより」や「個別のおたより」

「園だより」を作成したり、保護者に送ったり手渡しているのは34施設(33.0%)であった。一方、「個別のおたより」を作成したり、保護者に送ったり手渡しているのは49施設(47.5%)であった。このような努力によって、子どもの成長の歩みや乳児院における生活を身近に感じ取ることが可能となり、子どもへの定期的な面会等を間接的に促していくことも可能となろう。

2. 説明と同意

1) 説明と同意の実施状況

入所に際して、保護者に対して「説明と同意」(十分な情報を提供するとともに、相手の同意を得る)を行っているかに対し、92施設(89.3%)で何らかの「説明と同意」が行われていた。「行っていない」と回答した施設は、「入所前に児童相談所で実施」「児童相談所に任せている」とのことだったが、ここでは「説明と同意」の解釈として、児童福祉法第27条第1項第3号、いわゆる3号措置による施設入所の「説明と同意」そのものと解した施設があったと思われる。しかし、なかには、施設の説明を児童相談所が保護者に十分行い、その上で入所の決定をしているという理想的な入所手続きを経ている乳児院もみられた。

「行っている」と回答した乳児院で、「説明と同意」を担当する職種をみると、施設長が59施設(64.1%)、主任・婦長が51施設(55.4%)、家庭支援専門相談員が21施設(22.8%)で、その他担当者、事務系職員、院長補佐・副院長・養育課長の他、医師や直接処遇職員があたっている。

2) 説明と同意の方法

「口答のみで説明」「書面を渡し説明」「書面を渡し、書面に同意のサインをもらう」がいずれも30%前後となっていた。その他は「口答で説明し現場を案内の上同意をもらう」といったものや、一部の項目について書面を介しての同意をとっているというものが多かった。とくに予防接種の関係がほとんどで、捺印をとっている施設もある。説明に使う書面として、施設概要・パンフレット・要覧の利用が多い。

3) 説明と同意の内容

入所して受けるサービス内容について説明している項目を、必ず説明するもの、必要に応じて説明するものと区別して複数回答で答えてもらった。「必ず説明している内容・項目」は1施設あたり平均で5.5項目、半数以上の施設でされている項目としては、「面会、外出、外泊について」62施設(60.2%)、「連絡方法、時間」59施設(57.3%)、「予防接種」54施設(52.4%)であった。次いで、「病気、けがの場合の対応」43施設(41.7%)、「緊急時、非常時の対応と連絡」40施設(38.8%)、「健康診断」37施設(35.9%)、「入所に

関わる子どもの身体的、心理的な変化に対する理解」31施設(30.1%)が3割を超えていた。このように、施設で説明されている内容をみると、健康面、親子関係の維持、精神衛生面への配慮等こまやかな対応と、緊急度の高い項目があげられる。その他であげられた内容も、入所時の検査関係や入所当日の観察のための隔離についてであった。

これに比べ、「必要に応じて説明している項目、内容」では、「行事」「日課」「養育内容」「母子手帳を含む記録」「施設の処遇理念や養育方針」「相談支援体制」「食事制限がある場合の内容」「衣類、日用品、おもちゃ等の私物の保障」「守秘義務」「職員の職種と人数、勤務体制」「担当制」といった施設でのまさにサービス内容そのものといえるものの他、「退所についての手続、家庭引取りの要件」や「入所期間」「措置を含む入所手続き上のこと」といった児童相談所の措置に関する説明の確認や補足的内容に関連した項目もあげられた。その他では、病院へ入院を必要としたときの付き添いの協力や広報のための写真掲載、保護者からの面会者制限の要請などであった。

また、画一的な説明でなく、個々のケースにより説明内容を変えているといった施設もみられた。

「説明と同意」の手続は、十分な情報の提供が前提であり、児童相談所における保護者への措置に関する「説明と同意」に際しても、児童福祉司が施設におけるサービス内容を熟知し、保護者にその十分な情報提供のもとに措置の同意がなされるのが理想である。保護者は、子どもの代理人として、その施設に自分に代わって適切な養育監護が可能な機能があるのかを確認し、その上で入所という自己決定がなされるのが望ましい。

4) 説明と同意が困難な場合

しかし、施設が「説明と同意」の手続きをふもうとしても、それを行うことができない場合もある。その内容は、大別して入所の形態による場合と入所にいたる主訴・事情(保護者の状況)による。前者は児童福祉法第28条による入所や一時保護委託や緊急入所の場合があたる。また主訴が、棄児・虐待・養育拒否・保護者が精神疾患・保護者行方不明・拘留などの場合保護者の付き添いがないこともあり、手続きがふめない場合も多い。その場合、親族等が代理人になる場合もでてくる。また、まれにはあるが、予防接種の同意が得られないという回答もあった。

5) 情報提供

説明の一手段として情報提供が考えられる。たとえば、入所に先立っての乳児院の見学自由に「できる」が101施設(98.1%)、このうち「希望があれば、事前の見学をしてもらっている」86施設(85.1%)、「積極的に事前の見学をしてもらっている」15施設(14.9%)である。また、「事前の見学の際に、乳児院の説明を行うようにしている」は91施設(90.1%)、「特に説明は行っていない」が5施設(5.0%)であった。全体として、来る者は拒まず、来たら併せて説明もという感じもしないではないが、保護者からすれば百聞は一見にしかずで、かなりの情報量を得られる手段として事前の見学は有効であると考えられる。

一方、入所について保護者に十分な情報提供がなされるような工夫についてみると、「児童相談所、市町村担当課にパンフレット等を置き、相談等の際に利用してもらおう」が78施設(75.7%)であった。「インターネット、ホームページでPR」が6施設(5.8%)、「VTR等の活用」が3施設(2.9%)にとどまったものの、新聞広告・電話帳広告、児童相談所に乳児院のアルバムを配備、月一回の施設だよりの発行、施設紹介ビデオの作成、パンフレットの地域への配付や地域での子育て講座により広報活動などそれぞれ多様な工夫もみられた。

6) 児童相談所への「説明と同意」についての希望

措置を決定する児童相談所で保護者にもっと事前に説明して欲しい項目や内容をみると、『措置とは』、『乳児院とは』という説明、入所目的、措置に伴う手続の書類の用意、保護者負担金の内容と支払い方法、措置変更の手続や家庭引取りに関わる約束事などがあるが、これは児童相談所が「説明と同意」の手続の中で保護者に十分理解を求めなければならない最重要項目といえる。これらは、本来、児童相談所が機能を発揮すべき課題といえる。その他、児童相談所との連絡がとれない日があることや、措置継続中に「外泊扱いで経過観察が可能」「措置停止も可能」などのかなり複雑な内容についても保護者によっては説明が必要との意見もあった。

施設での生活上、児童相談所から保護者に伝えて欲しい内容としては、保護者と児童の権利は十分尊重するが、施設での生活は必ずしも保護者の意向に完全に添った形は無理なこともあり、若干の養育監護上の制限をお願いしなければならないこと、集団生活のメリット・デメリット(病気感染・軽微なけがなどのリス

ク)、権利と裏腹の保護者の責任、施設への協力(病気対応、付き添い、面会、引取りに向けての準備)など、また施設処遇の内容の説明など施設側の「説明と同意」と重複する意見もみられた。

3. 同意の手続き

1) 同意の方法

説明を行った上で、保護者の同意が必要な場合、書面にて同意を「とっている」が53施設(51.9%)、「とっていない」が41施設(39.8%)であった。また、「とっている」と回答した施設については、その内容を具体的に記述してもらったところ、圧倒的に予防接種に関する同意が多い。インフルエンザ接種についても含まれている。その他、医療行為に関連したことで、診療・治療に必要な検査や受診、入所時の検査(ワッセルマン・B型肝炎・エイズ)、健康診断といった一般の健康児に対してのもののほか、障害児・病虚弱児等の治療方針や事故の責任の所在に及ぶものもみられた。

施設内での不測の事態に関する内容もみられ、この場合「説明を受けた」という段階を超え、重度の障害児の場合「施設の責任を問わない」、さらに「在籍中に不慮の事故等が発生した場合、施設に対しその責任を問わない」等の回答がみられた。これらの「同意」が民法上どう位置づけられるから別問題と思われる。

2) 同意が困難な場合の対応

十分な説明を行い、同意をとるよう努力したにも関わらず、保護者から同意が得られなかった場合の対処については、「児童相談所と相談し、保護者に働きかけてもらう」が72施設(70.0%)で最も多く、「保護者の意向に従う」が13施設(12.6%)、「子どもの最善の利益を考え、同意が取れなくても施設長の判断で実施する」が12施設(11.6%)、その他として「児童相談所と施設の合議により実施することがある」「保健婦・民生委員・児童委員に協力を願う」「保護者が行方不明や精神不安定の場合、関係機関に働きかける」といった意見もあった。

例えば、保護者が虐待者や精神疾患のため同意を得ることが著しく困難な場合は、どのように対処しているかに対しては、「保護者の同意を第一に」「同意を得るまで説得」「保護者以外の親族等に説明し同意を得る」「児童相談所に相談、対応してもらう」「児童相

談所と協議、保護者には事後報告」「施設長判断」「関係機関（医療機関・保健所・民生委員等）に相談、協力を得る」と様々な対応が出てきた。

3) 児童相談所が行う説明と同意の再確認

また、「3号措置」に関して、入所の際し措置制度（家庭復帰や措置解除、措置変更、措置停止等の手続き等）について説明し、その再確認を行っているかについては、「行っている」が48施設（46.6%）、「行っていない」52施設（50.5%）であり、行っていない施設は児童相談所の業務との理解によるところが大きい。

4. 苦情処理

1) 苦情の受付、窓口

乳児院内における「ご意見箱」あるいは「苦情箱」の設置状況について、これら苦情の受け皿を設けている施設は全体の3.9%の4施設のみであった。この中には、併設病院との共用や「県政箱」といった県政等に対する意見箱の利用といったものもあった。残りの施設は未設置であったが、現在検討中の施設もあった。

保護者が直接苦情を申し立てることのできる窓口（担当者）をきめてあるかに対しては、およそ半数の49施設が「ある」と回答した。この「ある」施設で窓口になっている職種は、施設長が27施設（55.1%）、次いで主任・婦長が23施設（46.9%）、家庭支援専門相談員が16施設（32.7%）、ケースワーカー・保育士とつづく。窓口が複数の施設もみられ、その他として、院長補佐・養育課長・指導員・担当職員のほか、事務系職員が窓口という施設もあった。

施設内では、現状訴えにくいという配慮からか、言いにくいことは児童相談所を窓口に行っているといった施設もみられた。

また、入所の際に苦情窓口があることを保護者に伝えているかに対しては、窓口を設置している乳児院の約80%にあたる39施設で伝えているとの回答があった。

2) 苦情解決システムに向けて

乳児院内の「苦情解決委員会（仮称）」の設置状況については、設置している施設は3施設（2.9%）にとどまった。その委員会の構成メンバーの職種としては、施設長・家庭支援専門相談員・主任・婦長・ケースワーカー・看護婦・保育士・看護課長・担当福祉士とい

った状況である。

構成メンバーに外部の委員を加えていたのは、3施設中1施設で、それは児童相談所職員であった。

(1) 保護者の権利擁護との問題

苦情処理を考えていく際に、権利擁護の問題は免れ得ない。一例として、強引な引取り要求への対処方法を問う質問は、保護者からみた措置継続に対する「苦情」として、子どもを取り返そうとする保護者の要求に対しての施設の考え方を問うた設問であり、意識調査的観点も持ち合わせている。

「児童相談所に連絡、任せる」という回答が75施設（72.8%）、「引取りに向け条件提示し、その実行状況により児童相談所の了解のもとに認める」という回答が40施設（38.8%）、「強引な強行に対しては、児童相談所への連絡と共に警察に連絡する」が31施設（30.1%）において賛意を表していた。これらの回答はいずれも措置機関である児童相談所に対し何らかの働きかけが必要であるとするものだが、その他の中には、「まず施設のみで説得する」という積極的関わりを答えた施設もあった。また、「児童相談所に連絡し、三者で話し合う」という施設もみられた。また、「子どもに危害がないと判断される場合だが、とりあえず外泊させ、後日児童相談所に連絡調整」という回答もあった。

これについては、強引な引取り要求をする保護者のもつ問題の内容によっても、対応が違ってくることがある。虐待のケースの場合には、子どもの保護が最優先であらねばならないし、保護者が抱える障害などが原因の場合、話し合いの機会を持ちたくても困難なこともあり得る。

措置という行政処分のもつ性格上、入所に不満があり、その不服申し立てを保護者が行うことのできるシステムがあれば、事態はまた変わってくると思われる。

(2) 乳児院における苦情処理の現状

乳児院で行っている苦情解決についての自由記述にみられた内容は、以下のように様々である。

- A：行政（またはその外郭団体）設置の第三者機関による苦情処理委員会が出来ている
- B：法人内・施設内ではあるが苦情処理に対応する体制がある
- C：平成12年度（以降近い将来）に向け検討中
- D：施設内部で苦情処理に努力
- イ．委員会という形ではないが、異種の

職員メンバーからなる協議
職員会議や処遇会議の場の利用
職員への伝達
対応マニュアルづくり
職員教育

ロ．保護者との話し合い

傾聴・信頼関係づくり
事前策的配慮(面会記録にて不満を
押し量る、保護者の要望聞き取り、
アンケート調査)

保護者会での伝達

これらは、各地方自治体・各法人・各施設の事情により異なっているようである。平成 12 年度の介護保険制度の開始を控え、その関連施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設等)を運営している施設・法人は、その取り組みを余儀なくされているし、病院併設のところは既に対策がとられているようである。

3) 苦情処理に向けて

「苦情」とはという明確な定義は何か。当事者が不満と感じれば、すべて苦情になるのか。乳児院のように、サービスを受ける対象者自身が苦情を明確に表明ができない施設では、これに代わって苦情を押し量れるシステムが必要となる。この素地になるのが、サービス提供者側の、権利擁護意識であろう。措置の形態は残るとはいえ、すでに契約施設等での取り組みが始まっているように、「対等な関係」を常に意識しながら、日々の養育にあたる姿勢が問われている。

これまでも、保護者や代理人からの若干の不満は聞かれてきたと思う。しかし、乳児院という養護性の高い施設の場合、乳幼児自身は不満表明が出来ず、保護者も面倒をみてもらっているという気持ちから、その不満が十分表面にでてきていたとはいえない。

また、乳児院のように、行政がサービス内容を決めている措置施設における「権利擁護」の砦として、措置機関である児童相談所の役割・責任についても改めて考えていく必要はないだろうか。

苦情がでてきた場合、些細なものであっても、膏葉はり的な一時凌ぎの対応から、傾聴によって原因を調査した上での対応、情報収集、苦情申出人の予備軍としての要望の把握など、より積極的に対応、積み上げをしていく中からより良い解決策が生まれてくることもあろう。問題がこじれたときには、施設だけの対応では難しい場合も出てくるので、法人内で評議員や監事が対応する必要も出てこよう。これら組織の中

に第三者を加え、密室的な対応を避け透明性を持たせることも必要であろう。

また、苦情内容を公表していくことも、プライバシーに配慮した上では大切なプロセスであるし、施設内部においても、職員教育やマニュアルの中でこうした積み上げを活かしていくことが、施設に寄せる信頼を保っていくために不可欠であろう。

苦情は、提供されるサービスの質や権利擁護の問題と表裏一体の関係にあることにも留意しながら、乳児院における標準的・子どもにとって最適なサービスについて考えていく手がかりを与えてくれる意味でも、「苦情」について真っ向から取り組んでいくことが求められる。

5. 権利擁護

権利擁護について設問の視点は、子どもと親との関係、子どもと親の権利を守るためのシステムの有無、子どもの養育の三点であり、子どもの権利を守るための重要なポイントであることは確かである。しかしながら、設問の意図はともかくも権利擁護との関連で結果を整理しにくい項目もみられた。

1) 親や家庭との面会について

(1) 面会日について

面会日はいつでもよいというのは 99 施設(96.2%)であった。ほとんどの施設が面会日の制限していないと見てよいであろう。

(2) 面会時間について

面会時間は決まっているところが多いが、時間帯を見ると、午前中と午後の午睡後から夕食前に集中している。これは子どもの生活時間に合わせているためであろう。何時でも可としているのが 27 施設(26.2%)であったが、この回答も昼寝や食事入浴中は当然のことながら配慮していると思われるので、実質的には子どもの生活時間に合わせていると見てよいであろう。

(3) 兄弟の面会の制限について

兄弟の面会はほとんどが制限していない。制限している施設は疾病であるとか、他児へ配慮して別室で実施しているなどである。

(4) 面会する場所

面会室が最も多いが、プレイルーム、居室、園庭などさまざまな場所で実施している。おそらく面会の内容によって使用される場所も異なってくると推測をされる。

(5) 面会に対応する職員

保育士が最も多い。次は主任、施設長、婦長など施設で責任持っている立場の職員となっている。家庭支援専門相談員はまだ十分に機能していないのか、19施設であった。

(6) 保護者との面会の制限について

制限が「ある」は76施設(73.8%)であった。自由記述でその内容を見ると、子どもの健康上面会が負担となる場合、親子関係に問題がある、虐待の心配、子どもに負担がかかる場合等が多かった。児童相談所の指示というも親子関係に問題がある場合であろう。この内容をさらに細かくみると、親権設定が終了していない、入所を秘密にしているなども含まれている。

このように、親や家族との面接については、概ねすべての施設で面会日を定めず実施しており、子どもが親の訪問を受ける権利の保障という点で重要であろう。また、養育者の面会権を保障するという点でも意味がある。しかし、面会時間については、これを定めていると回答した施設の半数以上が午前中を指定していた。この点については、子どもの生活リズム・養育者の利便性と、施設の日常的プログラム・勤務体制とのバランスで考察を加える必要がある。

面会時に対応する職員は、受け持ち保育者とする回答が多数を占めたが、今後家庭支援専門員の配置が順調に実現されていけば、日常的な養育の問題については保育者が、そして家族の問題等については、家庭支援専門相談員が担当するといった役割分担がなされていくことになる。

2) 外泊、外出について

(1) 児童相談所との連携

児童相談所との連絡については、該当する全ケースについて連絡をとっているという回答が21施設(20.4%)、「心配されるケースは連絡を行っている」という回答が61施設(59.2%)であり、その反面、児童相談所の指示なくても乳児院で判断しているという回答が51施設(49.5%)ある。複数回答のためこのような結

果となったが、結局、判断に苦しむ場合は児童相談所に連絡をとっていると考えられる。

(2) 外出・外泊の判断者

面会より外出、外泊の方が、施設の責任者による判断となっている比率が高くなっている。おそらくケースの内容で異なっていると思われる。

(3) 外出、外泊の制限

ほとんどの乳児院において制限することがあるとしており、ケースの内容、保護者の状況との関係が重要と思われる。

面会・外出・外泊については、多くの場合、担当職員の判断か、施設長あるいは主任等と協議して決定するという回答であった。その場合には、施設長あるいは主任等の管理的スーパービジョンが求められるとともに、面会・外出・外泊によって問題が生じる危険性が認められる場合には、施設職員全体がそのことを把握できる連絡体制も必要となる。また、児童相談所との連携も重要であり、すべての面会・外出・外泊についての協議が非現実的であるとしたら、必要がある場合を特定できるだけの力量が、乳児院と児童相談所との双方に求められることになる。

(4) 子どもの安全が脅かされる恐れのある面会、外出、外泊について

「一切認めることのできないケースが増加している」という回答が11施設(10.7%)であるが、「面会を認めても外出、外泊は認めないケースが増加している」は33施設(32.0%)となっている。恐らく外出、外泊を安心して実施できる家庭が減っていると見てよいであろう。

なお、子どもの安全がおびやかされる面会・外出・外泊については、いずれも増加しているという認識を示した回答は少数であった。

3) 親の強引な引き取り

そのようなケースが「あった」が40施設(38.8%)で、「強引な引き取りが多いことをあらわしている」と見てよいであろう。

職員の身の危険感じたことは「ない」が68施設(66.0%)で、「たまにある」が30施設(29.1%)である。「まったくなし」が5施設という結果は、まださほど深刻ではないとみるか、深刻なりつつあり何らかの対応が必要である見るか、具体的内容との関係を見る必要が

あるだろう。

保護者によって業務に支障をきたすことが「たまにある」が35施設(34.0%)であったが、接遇上の問題を含めて対応に苦慮することがあることを示している。尚、この項目は主観的な判断が入りやすい設問であることに留意する必要がある。

親の強引な引き取り要求については、約4割の乳児院が「あった」と回答した。また、職員が身の危険を感じたり、業務に支障をきたす例も約3割の回答が「たまにある」としている。この数値は、実際の処遇面では相当の困難性を示しているといえよう。例えば、強引な引き取り等のトラブルで警察官の派遣を必要とした乳児院は5施設であった。

また、親の強引な引き取りの際にどのように対応するのがよいのかについては、意見が分かれたが、乳児院としては極力親に納得してもらおうとしつつ、最終的な権限は児童相談所であるという実態を表していると思われる。

4) 権利擁護のシステム

(1) 内部システムについて

子どもの権利擁護委員会を乳児院内に設置することについては、肯定的な回答がほとんどであったが、実際には具体的な検討が始められていなかったり(61施設 59.2%)、設置の困難性を回答する施設(30施設 29.1%)が多くみられた。

(2) 外部システムについて

「告発型になりやすく問題がある」や「いい意味で現場に緊張感をもたらす」という意見については、乳児院が該当施設となった事例や乳児院まで対象とする外部システムがほとんど存在しないために、「どちらともいえない」という回答が多数を占めることになった。また、「現場職員の参加」については、参加を肯定的にとらえる施設が全体の約6割を占めた。設置の形態については、「行政が設置した第三者的組織」が望ましいとする回答が多かった。このことは、民間組織への「警戒感」が存在するか、あるいは行政が関与することによる「公平性の担保」への「期待感」が反映したものと考えることができよう。

全体として、「権利擁護」システムのイメージが不明瞭であることを伺わせる回答という印象が強く、権利擁護システムについては、乳児院として立ち遅れ低い印象を否めず、今後の大きな課題と思われる。

5) 子どもの権利擁護、発達保障を意図したサービスの質

乳児院入所児童が、すこやかに育まれるとともに、セカンドアビューズの対象とならないことはサービス提供において、最も基本的ことからである。子どもの権利擁護、発達保障を意図したサービスの質に対する評価として、以下の調査が行われた。

(1) 大人との安定した関係

大人との安定した関係作りについて、ほとんどの施設がなんらかの配慮をおこなっていた。具体的には、担当制(受け持ち制)の実施や、買い物などに連れていく、1対1の時間を持つなどに多くの回答がよせられた。選択肢にある精神里親やお泊まりについては、前者は今後社会資源が増加していけば実施増が見込まれるが、後者はこれを勤務体制に組み込むのか、職員の自発的なボランティアに依拠するのかについては議論が必要であろう。

(2) 虐待児童の治療

専門医を受診するが70施設(68.0%)、心理療法を受けるが18施設(17.5%)など専門的な方法で実施しているという回答が多く、被虐待児については、他の社会資源の協力の中で治療的な配慮がなされている。また、その児の精神的なケアとして、特別に手をかけるが68施設(66.0%)となっていた。

(3) 子どもがいうことをきかず泣き叫んでいるときの対応

「大声で怒鳴る」ことは「絶対がない」が19施設(18.4%)、「たたいてしつける」ことが「絶対がない」が51施設(49.5%)、「廊下に出したり小部屋に閉じ込める」ことは「絶対がない」が48施設(46.6%)、「強引に引きずる」ようなことは「絶対がない」が42施設(40.8%)、「泣き止むまで待つ」が「しばしばある」が24施設(23.3%)であった。

以上の結果は、大声でしかることは多いが、その他のことはたまにあるか、めったに無い、という結果となっている。「たまにある」と「めったに無い」との差がどの程度のものであるだろうか。このようなしつけの場合については、理念と実際が一致していない、あるいは理念部分でも共通理解がなされていないことが懸念された。乳児院の場合、子どもの年齢が低いことから、サービス提供における時間的余裕の確保とともに、実

際的な対処技術の開発が求められるところであろう。

(4) 子どもへの言葉づかい

「言葉づかい」については、乱暴な言葉を使うことがたまにあるが26施設(25.2%)、けなす言葉を使うことがたまにあるが26施設(25.2%)等となっており、乳幼児への言葉づかいとして適切かどうかについて再度見直す必要がある。

(5) 授乳

「必ず抱いて飲ませる」が68施設(66.0%)、「時々抱いて飲ませる」が40施設(38.8%)となっていたが、保育者が少ないにもかかわらずこれだけの結果が得られるということは、保育者が相当の努力をしていると言えるであろう。

(6) 保護者への挨拶

ほとんどの乳児院において、保護者の姿に気がついた保育者が、かならず気持ちよく「こんにちは」と挨拶しているという回答であった。

(7) 権利擁護についての努力

記述内容を大きく分けると、養育の見直し、保育者の自己点検、親の受容、施設運営とポリシーの確立、となっていた。実際の取り組みは、権利憲章の策定、権利についての学習会、サービス評価基準の導入などであった。

〔 結 語 〕

子どもの権利を擁護する視点のもとに、乳児院における児並びに保護者に対する適切な処遇が行われているかどうかを評価する基礎的な実態を把握するため、全国の乳児院を対象として、1) 処遇状況を把握するための生活アンケート調査、2) 説明と同意、苦情処理に関わる実態調査、3) 児並びに保護者の権利擁護に関わる実態調査を行った。

以下に、いくつかの総括的な考察を述べて、結語としたい。

1. 処遇状況について

処遇状況については、約10数年前に全国乳児福祉協議会が行った「生活アンケート」調査と比較すると、

処遇内容は全体的に改善されつつあるとはいえ、処遇がかなり改善された乳児院と、旧態依然とした乳児院とに両極化しつつあるといった印象がある。今後とも子どもの最善の利益、その発達保障と権利擁護の視点のもとに、先駆的な努力を行っている乳児院例を参考に、処遇内容の一層の改善に向けて努力を重ねていくことが求められているといえよう。

一方、全国社会福祉協議会においては、「子育て基金」の援助を受けて、乳児院、児童養護施設並びに母子生活支援施設を対象として「児童福祉施設のサービス評価基準」の策定に取り組んでいるが、とくに、「処遇評価」にあたっては、施設内における自己評価のみならず、第三者機関による評価のあり方についても今後検討していくことが望まれている。

2. 説明と同意について

医療の場においては、すでにインフォームド・コンセント(説明と同意)が定着しているが、これは、医師と患者との関係が、医療契約に基づく対等な関係にあるということを前提としている。そして、まさしく今日、遅ればせながら福祉の世界においても、「選択」と「契約」、つまりは「対等な関係」のもとでの「説明と同意」と「情報の開示」が求められてきたといえよう。

「情報の開示」については、全国乳児福祉協議会としては、乳児院のPRリーフレット「赤ちゃん命輝いて」を広く頒布したり、インターネット・ホームページで乳児院に関わる情報を一般に開示しているとのことであるが、個々の乳児院の情報も積極的に開示していくことが望まれる。

一方、個人情報としての「措置児」に関わる情報を保護者に開示すべきかについては、例えば、児童相談所からの「児童票」を開示の対象とすべきかどうか等複雑な問題があり、国や都道府県等との考え方の調整も必要な課題であろう。

しかしながら、基本的には、個人に関わる情報は「個人」に帰属しており、乳幼児の場合には、自分の子どもの情報開示を求める権利が保護者にあることに留意しなければならない。

乳児院においては、国、都道府県による行政処分としての措置制度が継続されるとはいえ、乳児院とその利用者(保護者)との関係は、基本的には対等な関係にあるということを改めて認識する必要がある。勿論のこと、虐待に関わる保護者や精神障害を有する保

護者の場合には、乳幼児の権利擁護のために「親権の制約」という行政処分がなされることもある。しかし、そのような例はともかくも数多くの事例については、基本的には保護者との対等な関係のもとでの「説明と同意」「情報の開示」をめざして前向きに取り組んでいくことが求められている。

入所に当たっては、児童相談所はもとより、乳児院においても独自に、保護者に対して十分な「説明と同意」を行うことも不可欠な課題である。乳児院と保護者とは、再三述べるように、基本的には対等な関係にある。一方、虐待等の事例の場合には、行政処分として保護者と児との面会が制約・禁止され、あるいは外出・外泊が禁止される場合もある。このような場合には、行政処分を行った児童相談所と保護者との関係の中で問題を整理する必要がある。

措置の解除等については、保護者の意向を十分に受け止めながら、新たに導入された「家庭支援専門相談員」等が児童相談所とよく連携して、措置権者ともいえる児童相談所と協調しつつ保護者の理解を得られるように努力していくことが必要となろう。

3. 苦情への適切な対応

サービス、処遇の質を確保し、向上させていくためには、乳児院自らに不断の努力が求められるが、同時に苦情の受け付けとその解決に向けた努力も求められている。当然のことながら、まずもって乳児院内に苦情の受皿を用意し、入所に当たっての「説明と同意」の際には、苦情の受皿があることのみならず、苦情処理の手順についても説明することが必要である。

乳児院内での苦情の受皿としては、例えば苦情等についての「ご意見箱」を設置し、定期的に内容を確認すること、同時にその苦情の処理方式を確立することが不可欠となろう。また、直接、苦情を申し立てることのできる窓口も必要である。その窓口としては、乳児院内で比較的客観的立場にある職種が望ましく、施設長がその役割を担うこともあろうが、新たに導入された「家庭支援専門相談員」がその役割を担うのも一つの方法である。

直接面談にて苦情を申立られた場合には、その苦情の内容を十分に聴取し、記録に残すことが大切である。また、苦情を聴取する際には、極力客観的な立場にたつて、その内容にはすぐに反論せず、「検討させていただきます」とワンクッションをおくことが肝要である。

苦情には、それを受けとめてもらうことだけで解決してしまうといった事柄も多く、自己防衛的にその場で回答したり反論することは、かえって問題をこじらせたり逆効果になることもある。

「ご意見箱」に寄せられた苦情や直接、苦情窓口を通して訴えられた苦情に対して、問題を整理し、より客観的に問題解決に当たっていくためには、各乳児院内に「苦情対策委員会」を設置していくことが必要となる。委員会は、施設長をはじめ、家庭支援専門相談員、主任クラスの保母や看護婦等で構成し、利用者の立場に立って苦情を審理した上で対応していくことが求められている。

また、この乳児院内に設置した「苦情対策委員会」に、外部委員も参加してもらい、第三者を含めてより客観的に対応していくことも求められるている。そういう意味では、市町村社協、あるいは都道府県社協に「苦情処理委員会」を設立して対応することも一つの選択肢と思われる。

大切なことは、苦情に対する「窓口」を乳児院内のみならず、乳児院外にも設置し、保護者が窓口を自由に選択できるようにすることであろう。

「苦情」というのは、その当事者にとって「苦情」と感じたときに、その内容を問わず「苦情」となるのであり、その一つ一つに対してきちっと対応しなければならないということを原則とし、利用者の立場に立った問題解決に努めていくことが期待されている。

今後、調査研究に協力していただいた「全国乳児福祉協議会」に本報告を報告し、乳児院における処遇改善、処遇評価、保護者への説明と同意、苦情処理、権利擁護のあり方等に生かしてもらえれば幸いである。

調査研究にご協力をいただいた全国の乳児院に深く感謝を申し上げます。

〔 資 料 〕

調査 1 〔 処遇調査：子どもの生活アンケート 〕

施設名() 都道府県()
定員(名) 暫定定員(名)
在院児数(1月1日現在)(名)
記入者の職種(印)・
1 施設長 2 家庭支援専門相談員 3 主任保育士 4 婦長
5 その他(具体的に)

1. 居室(保育単位)の構成についてお答えください。

- 1) 全体をいくつの居室(子どもと保育者が固定している保育単位)に分けて保育をしていますか。
(室)
- 2) 各居室(保育単位)の定員は何名ですか。
定員は(名 ~ 名)
- 3) 各居室(保育単位)で、通常、昼間はさらにグループ分けをしていますか。(印)
1 している 2 していない

2. 食事(1歳6カ月頃の子どものことについて)

- 1) 食事開始時刻 朝(時 分頃から)
昼(時 分頃から)
夕(時 分頃から)
- 2) 食事の時刻について変える必要があると考えていますか。(印)
1 変える必要がある 2 変える必要はない
- 3) 過去2年間に食事時刻を変えましたか。(印)
1 変えた(どのように)
2 変えていない

3. 入浴(1歳6カ月頃の子どものことについて)させるとき、保育者も一緒に入りますか。(印とその理由)

- 1 はい
イ はだかで 口 水着で ハ その他()
(その理由:)
- 2 いいえ
(その理由:)

4. 子どもが電車・バス・自動車に乗る機会(遠足など保育計画として行い、乳児院から費用が出たり、自動車を
出してもらえる場合。ただし、病院への通院などは除く)はありますか。(印)

- 1 ある 2 ない

「ある」場合、その内容を例を参考に具体的にお書きください。

(例)「バスで遠足を年2回行う。そのほか月1回保育者と乗物を使って外出できる」

年 回位
具体的な内容:
月 回位
具体的な内容:

5. 保育者による個別的な、業務としての子どもとの外出についてお答えください。

(職員ボランティアとしての外出ではなく、業務として位置づけられた外出についてお答えください。尚、病院等への通院は除外し、複数の子どもの外出は除外します)

- 1) 個別的な外出は、(印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (印)
イ 施設長等がそのつど判断する 口 自由に
- 2) 施設長等が判断する場合、制限や基準はありますか。
- 1 ない
 - 2 ある
(具体的に)
- 3) 外出を認めている場合、児童相談所に連絡しますか。(印)
- 1 はい 2 いいえ
- 4) 過去2年間に、外出で事故が生じたことがありましたか。(印)
- 1 なかった
 - 2 あった(具体的に)

6. 保育者によるボランティアとしての、個別的な子どもとの外泊についてお答えください。

- 1) 外泊を (印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (印)
イ 施設長等がそのつど判断する 口 自由に
- 2) 施設長等が判断する場合、保育者による外泊の制限や基準はありますか。例を参考に具体的にお書きください。(例)「家族と同居している保育者にかぎり認める」
- 3) 外泊を認めている場合、児童相談所への連絡をしていますか。(印)
- 1 連絡していない
 - 2 そのつど連絡している
 - 3 入所する際や定期的な情報交換の際に調整している
- 4) 過去2年間に、外泊で事故が生じたことがありましたか。(印)
- 1 なかった 2 あった(具体的に)
- 5) ボランティア保険など、事故保障の規定はありますか。(印)
- 1 ない 2 ある(具体的に)

7. 親元への外出・外泊についてお答えください。

- 1) 外出：原則として (印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (印)
イ 児童相談所と協議して 口 施設長の判断で
- 2) 外泊：原則として (印)
- 1 認めていない
 - 2 認めている (印)
イ 児童相談所と協議して 口 施設長の判断で
- 3) 外泊を認めている場合、基準はありますか。例を参考に具体的にお書きください。
(例)「面会がほぼ定期的にある」「母親の精神状態が安定した」

4) 外泊を認めている場合、届け出用紙に記入してもらいますか。(印)・

- 1 はい 2 いいえ

5) 外泊中の生活記録(睡眠、食事、遊びなど)をつけてもらっていますか。(印)

- 1 はい 2 いいえ

6) 外泊ごとに児童相談所に連絡をしますか。(印)

- 1 はい 2 いいえ

7) 過去2年間、親元への外出や外泊時に事故がありましたか。

- 1 なかった
2 あった(具体的に)

8) 事故があった場合、その処理はどのようにしましたか。具体的にお書きください。

8. 行事について、該当するものに 印をおつけください。

1) 親を招待している行事はどれですか。(複数回答可)(印)

- お誕生会 運動会 遠足 クリスマス会 ひなまつり こどもの日 その他()

2) 地域と交流している行事はどれですか。(複数回答可)(印)

- お誕生会 運動会 遠足 クリスマス会 ひなまつり こどもの日 その他()

3) 地域交流をかねた行事をしていたら、具体的にお書きください。

- (例)「お祭り」「老人ホームとの交流」など

9. 担当保育制(受け持ち保育制)について

1) 担当保育制(受け持ち保育制)をとっていますか。(印)

- 1 とっている 2 記録だけ担当児 3 とっていない

2) 担当制をとっている場合、担当保育者は原則として(印)

- 1 退院するまで代わらない
2 居室(保育単位)が移るたびに代わる
3 その他(具体的に)

10. 子どもの着るものや玩具など、個別化(私物化)していますか。(印)

- 1 いいえ 2 はい(印)
イ ロッカーなどのいれもの □ 衣類のみ
ハ 衣類と玩具 二 その他()

11. 入所当初の隔離についてお答えください。

1) 入所してきたときの隔離をしますか。(印)

- 1 隔離している 2 していない

2) 隔離している場合、その期間は原則として(日間)

3) 隔離する部屋は(印)・

- 1 隔離室 2 観察室 3 病室 4 ベッド上の生活
5 その他()

12. 男性保育士や看護師についてお答えください。

1) 現在、男性保育士や看護師がいますか。(印)

男性保育士 1 いる 2 いない

男性看護師 1 いる 2 いない

2) 男性保育士を 1 採用したい 2 採用は考えていない

男性看護師を 1 採用したい 2 採用は考えていない

3) 男性保育士の業務について考えがありましたらお書きください。

13. 現在、心理指導員がいますか。(印)

1 いる(印)

イ 常勤 □ 非常勤

2 いない(印)

イ 採用したい 2 採用は考えていない

14. 現在、家庭支援専門相談員を配置していますか。(印)

1 いる(印)

イ 常勤 □ 非常勤

2 いない

いない場合、家庭支援専門相談員を(印)

1 採用したい

2 採用は考えていない

15. 平成10年度(10年4月~11年3月)の保育者の研修参加の実態についてお答えください。

1) 施設内での研修(印)

1 とくに行っていない

2 行っている

年間の回数は 回

平成10年度の直接処遇スタッフ(保育士・看護婦)数

人(B)

一人当たりの平均参加回数 $A \div B = ()$ 回

2) 実施した施設内研修のテーマ(複数回答可)(印)

1 子どもの心の発達と保育

2 子どもの身体発育と保育

3 子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果・副作用などを含む)

4 子ども虐待

5 子どもの権利擁護

6 親の心理と対応(精神障害を含む)

7 児童福祉制度、その動向

8 子どもの事故防止

9 職員の自己理解

10 その他()

3) 施設外の研修

イ. 全国乳児院研修会(秋)

1 職員が参加した (計 名)(T)

2 派遣しなかった

ロ. 乳児保育セミナー(冬)

1 職員が参加した (計 名)(U)

2 派遣しなかった

ハ．ブロック研修会

- 1 職員が参加した (計 名)(X)
- 2 派遣しなかった

ニ．県レベルの児童福祉施設関係の研修会

- 1 職員が参加した (計 名)(Y)
- 2 派遣しなかった

ホ．その他の研修会

- 1 職員が参加した (計 名)(Z)
- 2 派遣しなかった

ヘ．これらの研修会への平均参加回数

延べ参加人数は 人

$$(M) = (T + U + X + Y + Z)$$

平成 10 年度の直接処遇スタッフ(保育士・看護婦)数は
人(B)

一人当たりの平均参加回数 $M \div B = ()$ 回

4) これらの研修会への参加は、平等かつ計画的に行われていますか。(印)

- 1 平等かつ計画的(初任者・中堅・ベテラン等の経験に配慮したり、集中研修への参加を考慮したりしている)
- 2 必ずしも平等かつ計画的に行われていない
- 3 その他(具体的に)

5) これらの外部の研修会に参加した方は、後日職場において「伝達研修」を行っていますか。(印)

- 1 行っていない
- 2 簡単な報告をしている
- 3 レジメ等を用いてきちっと職場内研修として報告している

5) 今後、必要だと考えられる研修テーマ(複数回答可)(印)

- 1 子どもの心の発達と保育
- 2 子どもの身体発育と保育
- 3 子どもの病気の理解(観察、看護、薬の効果・副作用等)
- 4 子ども虐待
- 5 子どもの権利擁護
- 6 親の心理と対応(精神障害を含む)
- 7 児童福祉制度、その動向
- 8 子どもの事故防止
- 9 職員の自己理解
- 10 その他()

16. 児童相談所への連絡や相談は主にだれがしますか。(印)(複数回答可)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 婦長
- 4 主任保育士
- 5 受け持ち保育者
- 6 その日の責任番
- 7 書記
- 8 その他()

17. 保護者への連絡は主にだれがしますか。(印)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 婦長
- 4 主任保育士
- 5 受け持ち保育者
- 6 その日の責任番
- 7 書記
- 8 その他()

18. 措置変更のとき、児童養護施設との交流をはかっていますか。(印)

- 1 事前に子どもをつれていく
- 2 事前に児童養護施設の職員にきてもらう
- 3 とくにはしていない
- 4 その他()

19. 親向けの「園だより」や個別の「おたより」についてお答えください。

1)「園だより」を作成して、親に送ったり、面会の際に渡していますか。(印)

- 1 作成して送ったり渡している
- 2 そのようなことはしていない

2) 個別の「おたより」を担当保育者(受け持ち保育者)が書いて親に送ったり、面会の際に渡していますか。(印)

- 1 作成して送ったり渡している
- 2 そのようなことはしていない

調査2 【説明と同意・苦情処理・権利擁護】

施設名() 都道府県()

定員(名) 暫定定員(名)

在院児数(1月1日現在)(名)

記入者の職種(印)

- 1 施設長
- 2 家庭支援専門相談員
- 3 主任保育士
- 4 婦長
- 5 その他(具体的に)

「説明と同意」

1. 入所に際して、保護者に対して「説明と同意」(十分な情報を提供するとともに、相手の同意を得る)を行っていますか。(印)

- 1 行っている
- 2 行っていない

「行っている」に 印をつけた場合、主にどの職種が担当していますか。(印)

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 担当者
- 6 その他(具体的に)

2. 「説明と同意」は、どのような方法で行っていますか。(印)

- 1 口頭のみで説明
- 2 書面を渡すのみ
- 3 書面を渡し説明
- 4 書面を渡し、書面に同意のサインをもらう
- 5 その他(具体的に)

3. 入所して受けるサービスの内容について、説明している項目に印をおつけください。
必ず説明している項目に 印、必要に応じて説明している項目に 印(複数回答可)

- 1 措置を含む入所手続き上のこと
- 2 入所期間
- 3 退所についての手続き、家庭引取りの要件
- 4 入所に関わる子どもの身体的・心理的な変化に対する理解

2. 十分な説明を行い、同意をとるよう努力したにも関わらず、保護者から同意が得られなかった場合、どのように対処しますか。(印)

- 1 子どもの最善の利益を考え、同意がとれなくても施設長の判断で実施する
- 2 児童相談所と相談し、保護者に働きかけてもらう
- 3 保護者の意向に従う
- 4 その他の方法(具体的に)

3. 例えば、保護者が虐待者であったり精神疾患等のため、同意を得ることが著しく困難な場合は、どのように対処していますか。具体的にお書きください。

4. 入所の際し、措置制度(家庭復帰や措置解除、措置変更、措置停止等の手続き等)について説明し、その再確認を保護者に行っていますか。(印)

- 1 行っている
- 2 行っていない

〔苦情処理〕

1. 乳児院に「ご意見箱」あるいは「苦情箱」などを設置していますか。(印)

- 1 ある
- 2 ない

2. 保護者等が直接苦情を申し立てることの出来る窓口(担当者)をきめてありますか。(印)

- 1 ある
- 2 ない

窓口が「ある」に 印をつけた場合には、以下にお答えください。

1) 窓口となっている職種に 印をおつけください。

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 看護婦
- 6 保育士
- 7 その他(具体的に)

2) 入所の際に、苦情の窓口があることを保護者に伝えていますか。(印)

- 1 伝えている
- 2 伝えていない

3. 乳児院の中に、保護者からの「苦情解決委員会(仮称)」を設置していますか。(印)

- 1 設置している
- 2 設置していない

「設置している」に 印をつけた場合には、以下にお答えください。

1) そのメンバーはどのような職種で構成されていますか。(印)(複数回答可)

- 1 施設長
- 2 ケースワーカー
- 3 家庭支援専門相談員
- 4 主任・婦長
- 5 心理職
- 6 看護婦
- 7 保育士
- 8 その他(具体的に)

2) 乳児院以外の第三者をその構成メンバーに加えていますか。(印)

- 1 いる
- 2 いない

3) 第三者を加えている場合、その職種をお答えください。(印)(複数回答可)

- 1 民生委員
- 2 主任児童委員
- 3 児童相談所職員
- 4 社協職員
- 5 市福祉事務所職員
- 6 その他(具体的に)

- 3 児童相談所をまじえたケースカンファレンス（ケース会議）で判断、決定する場合がある。
- 4 職員会議で判断し、決定する場合がある。
- 5 その他

3) 保護者との外出を制限する場合がありますか。(印)

- 1 ある 2 ない

「ある」に 印をつけた場合、その理由を具体的にお書きください。

4) 保護者との外泊を制限する場合がありますか。(印)

- 1 ある 2 ない

「ある」に 印をつけた場合、その理由を具体的にお書きください。

3. 子どもの安全がおびやかされる恐れのある面会、外出、外泊について、該当する項目に 印をおつけください。

1) 面会・外出・外泊を乳児院として一切認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

2) 面会を認めても外出・外泊は認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

3) 面会・外出は認めたが、外泊を認めないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

4) 面会・外出・外泊をすすめても、応じないケースが増加している

- 1 はい 2 いいえ

4. 親が強引な「引き取り要求」をした事例がありますか。最近1年間についてお答え下さい。

1) 過去1年間にそのような事例が

- 1 あった 2 なかった

2) 乳児院の職員が身の危険を感じたことがありますか。(印)

- 1 頻繁にある 2 たまにある 2 ない

3) そのような保護者の電話や来所などによって、業務に支障が出たことがありますか。(印)

- 1 頻繁にある 2 たまにある 2 ない

4) 強引な引き取り要求に対して、警察に連絡して警察官の派遣等を依頼したことがありますか。(印)

- 1 ある 2 ない

5. 強引な引き取り要求に関して、該当する項目に 印をおつけください。

1) 引き取りの是非は、児童相談所の業務なので児童相談所と交渉するようによい。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

2) 27条1項3号(保護者の同意入所)の場合には、子どもへの危険がないと判断されれば、引き取りもやむを得ない。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

3) 時間をかけて面接し、現時点では子どもを引き取ることはできないことを納得してもらうことは、乳児院の業務である。

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

6. 「子どもの権利擁護委員会」など外部機関・団体による権利擁護システムについての意見をお聞かせ下さい。

1) この種の権利擁護システムは告発型になりやすく問題がある。(印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

2) この種の権利擁護システムに現場の職員が参加する必要がある。(印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

3) この種の権利擁護システムの存在は、いい意味で現場に緊張感をもたらすので充実させていくのがよい。(印)

- 1 賛成 2 反対 3 どちらともいえない

4) この種の権利擁護システムは、どのような形態で設置されることがのぞましいですか。(印)

- 1 行政内部組織
2 民間組織
3 行政が設置した第三者的組織
4 どのような形態でも不必要である

6. 乳児院に子どもの権利を擁護する委員会を設置することについてどうお考えですか。該当するものにつけてください。

1 すでに設置し活動している

その構成メンバーを具体的にお書きください。[]

2 設置には賛成であるが、まだ検討は始めている

3 設置には賛成であるが、現状では困難である

4 設置には反対である

7. 大人との安定した関係が保持できるように配慮していますか。(印)

- 1 はい 2 いいえ

「はい」に 印をつけた場合、以下にお答えください。

1) どのような方法を行っていますか。(印)(複数回答可)

- 1 担当制(受け持ち制) 2 精神里親(ボランティア)
3 その他(具体的に)

2) その内容についてお答えください。(印)(複数回答可)

- 1 個別(1対1)の時間を乳児院内で持つ
2 お泊まりをする
3 買い物などに連れていく
4 その他(具体的に)

8. 虐待児など、著しく行動や情緒に障害がみられる場合、治療的な配慮をしていますか。(印)

- 1 している 2 していない

「している」に回答した場合、その内容についてお答えください。(印)(複数回答可)

- 1 特別に手をかける 2 専門医を受診する
3 心理療法を受ける 4 その他(具体的に)

10. 子どもがいうことをきかず、大声で泣き叫んでいるときの受けとめ方について自分のみならず他の保育者の対応を含めてお答えください。

1) 大声でどなって叱る(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

2) 子どもを叩いてしつけることがある(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

3) 廊下に出したり小部屋に閉じ込めるなどして叱ることがある(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

4) 強引に引きずるようにして連れていくことがある(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

5) 泣きやむまで待つ(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

11. 子どもへ語りかける言葉づかいに配慮していますか。自分のみならず他の保育者の言葉づかいを含めてお答えください。

1) 保育者が子どもに乱暴なことばを使うことがありますか。(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

2) 保育者が子どもをけなすことばを使うことがありますか。(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

3) 子どもがわかるように話をしていますか。(印)

- 1 しばしばある 2 ある 3 たまにある
4 めったにない 5 絶対にない

4) 親のことを子どもの前で話してしまう(印)

- 1 よく話してしまう 2 たまに話してしまう
3 めったに話さない 4 絶対に話さない

12. 授乳のしかたについて、自分のみならず他の保育者の授乳方法を含めてお答えください。(印)

- 1 必ず抱いて飲ませる
2 ときどき抱いて飲ませる
3 抱いて飲ませることは殆どない

13. 保護者が乳児院に面会等に来たときの挨拶について、自分のみならず他の保育者を含めてお答えください。(印)

- 1 気がついた保育者が、必ず気持ちよく「こんにちは」と挨拶していることが多い
2 声をかけられてから、あいさつすることが多い
3 仕事に追われて、挨拶しないままのことが多い

14. 子どもの権利を擁護するために、乳児院として努力していることがあれば、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。